

食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品安全委員会決定)

最終改正：平成24年2月16日

1 基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第3項において、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品健康影響評価（以下「評価」という。）は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われなければならないことが規定されている。評価に係る調査審議又は議決（以下「調査審議等」という。）は、各分野の第一線の学識経験者により行われているが、当該調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合等、中立公正な評価の確保の観点からは、委員会又は専門調査会（以下「委員会等」という。）における当該調査審議等に当該学識経験者が参加することが適当でない場合も想定される。

本委員会決定は、以上のような観点から、学識経験者が参加して行う委員会等における調査審議等の方法を定めるものである。

2 委員会等における調査審議等への参加について

(1) 委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる。

- ① 調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。）から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額（金品を換算した金額を含む。）が、別表に掲げるいずれかに該当する場合。ただし、当該同業他社については、企業申請品目と機能及び販売目的が類似した当該同業他社の競合品の開発に関与している場合に限る。
- ② 特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上である場合
- ③ 特定企業の役員等（特定企業の経営を行う役職にある者をいう。以下同じ。）に、過去3年間において就任していた、又は就任している場合
- ④ 特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合。ただし、委員等が、査読を経て公表された科学論文等の作成又は国際機関等海外の公的なリスク評価機関が作成した資料の作成に関与していた場合を除く。

- ⑤ リスク管理機関の審議会（委員等が所属する委員会等の調査審議事項の関連分野のものに限る。）の長である場合
- ⑥ その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合
- (2) 委員等は、任命された日から起算して過去3年間において、(1)に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書（別紙）を、当該任命された日以後初めて開催される自らが所属する委員会等の開催日の一週間前までに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。
- (3) 委員等は、任命された日後に(1)に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかに委員長あてにその旨を記載した確認書を提出するものとする。
- (4) 委員長は、(2)又は(3)の提出があった日以後に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行わせるものとする。
- (5) (4)の確認の結果、(1)の①から⑤までのいずれかの場合に該当することが明らかとなった場合には、委員長又は専門調査会の座長（以下「委員長等」という。）は、当該確認に係る議事を確定し、当該議事に係る調査審議等が行われている間、当該確認に係る委員等を会場から退室させるものとする。ただし、(1)柱書のただし書に規定する場合には、理由を付して委員長等がその旨を宣言した上で、当該委員等を当該調査審議に参加させるものとする。
- (6) 事務局は、(2)又は(3)の規定に基づき提出された確認書を、当該委員等の任期終了後3年間保管するものとする。

(別表)

| 過去3年間の各年において新たに取得した金品等 | 企業ごとの金額 |
|----------------------------|---------|
| 役員・顧問職等としての報酬 | 100万円以上 |
| 株式利益（配当や売却益の総和） | 100万円以上 |
| 特許使用料 | 100万円以上 |
| 会議講演料、日当等 | 100万円以上 |
| 原稿料 | 100万円以上 |
| 課題当たり研究費（受託費、奨学寄付金、委任経理金等） | 200万円以上 |
| 寄付金総額 | 200万円以上 |
| 上記以外の金品等 | 5万円以上 |

3 施行

改正後の本委員会決定は、平成24年4月1日から施行する。